

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和8年1月 14 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500382 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2500060 号

## 第1 結論

請求者の A 事業所における令和 5 年 3 月 31 日の標準賞与額を 54 万円に訂正することが必要である。

令和 5 年 3 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 5 年 3 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 49 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和 5 年 3 月 31 日

A 事業所から令和 5 年 3 月 31 日支給された賞与については、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に請求期間に係る届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録とされている。請求期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A 事業所から提出された賞与明細書及び令和 5 年 3 月 31 日賞与計算支給・控除一覧表により、請求者は請求期間に 54 万 300 円の賞与が支給され、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の令和 5 年 3 月 31 日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（令和 7 年 7 月 17 日受付）に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。